

公益財団法人日中医学協会 会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日中医学協会（以下「協会」という）定款第49条、第50条に基づき、会員に関する事項を定める。

(会員の種別)

第2条 協会の会員は、以下のとおりとする。

- (1) 名誉会員
- (2) 個人会員
- (3) 法人会員
- (4) 特別会員

(名誉会員)

第3条 協会に多大な功労があり、理事会で推薦された者（個人）をいう。資格は終身とし、物故者についても理事会の議決により、その名を留めることができる。

(特別会員)

第4条 法人会員のうち、別表1に定める年会費が1口50万円、1口以上の非営利の法人会員をいう。

(入会申込)

第5条 入会を希望する者は、理事長宛に入会申込書を提出し、その承認を得なければならない。

(会費)

第6条 入会承認を得た者は、協会が発行する請求書に基づき、速やかに会費を納めるものとする。

- 2 会費は、入退会の時期にかかわらず年会費とし、協会の請求に基づき毎年度納入するものとし、その金額は別表1のとおりとする。
- 3 既納の年会費は、年度の途中で退会した場合でも返還しないものとする。
- 4 名誉会員は会費を免除する。
- 5 協会が事業を行うために特別な費用を必要とする場合は、理事会議決により特別会費または負担金を徴収することができる。

(会員の特典)

第7条 会員は、協会の事業に対し意見を述べることができる。

- 2 会員は、次の特典を享受することができる。
 - (1) 協会が発行する定期刊行物の無料配布を受けることができる。

- (2) 協会が主催、共催する行事に特別価格で参加することができる。
- (3) 協会への日本と中国の保健医療分野における学術交流等に関する相談をすることができる。
- (4) メーリングリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。
- (5) 法人会員は、協会に日本と中国での研修先・視察先の手配を依頼すること、中国人医療従事者の招聘に伴う手続きを依頼すること、セミナー等の共催・後援を依頼することができる。
- (6) 特別会員は、当該会員が行う事業上の必要な委託あるいは協力を依頼することができる。
- (7) 第5号及び第6号の事業を行う場合、第6条第5項の費用を徴収することがある。

(退会)

第8条 会員は、理事長宛に退会届を提出することにより、退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 協会は、会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を取り消すことができる。

- (1) 会員が死亡した場合（名誉会員を除く）
- (2) 会員である法人が解散した場合
- (3) 正当な理由がなく会費を3年分以上滞納した場合
- (4) 虚偽の申告をした場合
- (5) 本則のいずれかに違反し、又は協会の信用を失うような行為があった場合
- (6) 住所変更の届け出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由によって、会員の住所が不明となり、協会が会員への通知、連絡等について不能と判断した場合
- (7) そのほか協会が会員として不相当と認めた場合

2 前(7)号に該当するときは、理事会で決議する。

(再入会)

第10条 退会届を提出し退会した者、又は前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、改めて第5条に定める入会申込書の提出を求めることができる。

2 前項の再入会申込みに対して、理事長が再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際に未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。

(届出事項の変更)

第11条 会員は、協会に届け出た住所、連絡先等に変更があった場合は、直ちに協会宛に変更の届出をしなければならない。

(登録情報、個人情報の取扱い)

第12条 協会は、会員の個人情報を含む登録情報について、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

(規程の変更)

第13条 この規程は、理事会の議決によって変更、或いは廃止することができる。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 特例財団法人日中医学協会が施行した会員規則(以下「旧規則」という)は廃止する。
- 3 旧規則による会員及び会費については、この規程により行われたものとみなす。
- 4 この規程は、2014年3月14日に改定し、この日をもって施行する。
- 5 この規程は、2015年3月11日に改定し、この日をもって施行する。
- 6 この規程は、2017年3月 8日に改定し、この日をもって施行する。
- 7 この規程は、2018年5月22日に改定し、この日をもって施行する。

別表1

会員年会費一覧

区 分		年会費		
個人会員(在日本)	医・歯・薬・看護等の医療者、一般	1口	1万円	1口以上
	専門学校生、大学生、大学院生	1口	3千円	1口以上
個人会員(在中国)	医・歯・薬・看護等の医療者、一般	1口	5百元	1口以上
法人会員(在日本)		1口	10万円	1口以上
法人会員(在中国)		1口	7千円	1口以上
特別会員		1口	50万円	1口以上